平成２２年（フ）第３２９９号
千葉県習志野市津田沼７丁目16番８号
破産者　有限会社雨森装備
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３００号
千葉県習志野市津田沼７丁目16―８
破産者　雨森　秀孝
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３３６号
東京都練馬区高松６丁目29番10号
破産者　有限会社名画堂
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３３７号
東京都練馬区春日町６丁目７番35号
破産者　有限会社東京美術
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３３８号
東京都練馬区高松１丁目37―７―108
破産者　谷口　榮吉
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３５７号
東京都港区虎ノ門２丁目６番４号　虎ノ門11森ビル
破産者　株式会社男の隠れ家オンライン
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３５８号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目７―１―105、開始決定時の住所東京都世田谷区南烏山２丁目30―13―104
破産者　中野　勝広
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３５９号
埼玉県所沢市若狭３丁目2531―18
破産者　中野　　彰
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４５０号
東京都三鷹市野崎２丁目12―13
破産者　南方　延夫
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４９１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田510番地
破産者　ケーアンドケー株式会社
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５０７号
青森県三戸郡南部町大字剣吉字堰合15番地４
破産者　有限会社江田調剤
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５９０号
東京都世田谷区太子堂４丁目23番12号
破産者　有限会社アイエムプランニング
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５９１号
東京都目黒区中町２丁目30―７―301
破産者　泉川　良昭
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７２６号
東京都多摩市永山３―３―23―406、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区広尾２丁目３番23号
破産者　株式会社アム・イズム
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６５７号
東京都江戸川区南小岩４丁目12―23―202
破産者　羽深　　淳
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１９８号
東京都豊島区上池袋３丁目35―６―202
破産者　篠塚　国伸
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４０２号
東京都江戸川区西葛西５丁目８―４―315
破産者　石川　高雄
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４１２号
東京都葛飾区四つ木４丁目10―11
破産者　金子　　清
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４２８号
東京都台東区鳥越１丁目20―12
破産者　釼持　邦江
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５０８号
東京都杉並区方南２丁目23―９―603
破産者　大山カルメーラこと　オオヤマ　カルメーラ　ガルベス
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５７７号
東京都中野区南台５丁目16―10
破産者　横山　健司
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６４５号
東京都江戸川区東松本１丁目16―27―203
破産者　秋吉　誠司
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部